

## 狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の設定について

### 1 要 旨

令和4年4月に策定した第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、イノシシ、ニホンジカによる被害が顕著な鳥獣保護区について、鳥獣保護区を解除し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第12条第2項により、「狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域」（以下、「捕獲禁止区域」という。）に移行する。

### 2 経 緯

- 鳥獣保護区は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに指定される区域であり、本県では92箇所を指定している。
- 一方で、県内全域で野生鳥獣による農林業被害が増大していることから、第13次鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣保護区及びその周辺においてイノシシ、ニホンジカによる被害が顕著となっている場合は、被害対策の実施状況など地域の実情や地元関係者の意見を踏まえ、一定期間鳥獣保護区を解除し、法第12条第2項に基づく捕獲禁止区域を指定することとした。
- 令和5年度には、6箇所捕獲禁止区域を設定した。

### 3 捕獲禁止区域制度の概要

| 法第12条第2項による対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域                                                                     | 存続期間（法による規定なし）                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| イノシシ、ニホンジカを除く狩猟鳥獣の保護の観点から、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる区域が設定できる鳥獣法の制度を応用して、イノシシ・ニホンジカのみ狩猟できるようにした区域 | 鳥獣保護区の期間に準じて<br>R6.11.1～R16.10.31までの<br>10年間（注） |

注：存続期間終了時に、鳥獣被害の状況、利害関係者の意見を踏まえ、鳥獣保護区への再設定又は捕獲禁止区域の継続を行うなどを再度検討する。

### 4 移行の考え方

#### （1）選定基準

ア 鳥獣保護区から捕獲禁止区域へ移行する箇所については、被害対策の実施状況などを踏まえ、鳥獣保護区内においてイノシシ、ニホンジカの捕獲推進を図る必要がある区域とした。

ただし、次に掲げる事例など、移行することが適切でない場合は移行を行わない。

（適切でないと想定される例）

- 利害関係人が鳥獣保護区における捕獲を希望していない場合
- ※利害関係人 市町、大規模土地所有者、農業協同組合、森林組合、鳥獣保護管理員、地区猟友会長、自治会長等  
（過去鳥獣保護区を指定した際の利害関係人を中心に選定）
- イノシシやニホンジカによる被害が深刻でなく、有害鳥獣捕獲等を推進していない場合
- 学校林や散策の場として利活用されている場合
- 県内外から不特定の狩猟者が入猟することを許容できない場合
- 特別保護地区を含む鳥獣保護区 など

イ 移行の可否を判断する時期は、原則、鳥獣保護区の存続期間の満了時とする。

ただし、鳥獣被害が甚大な鳥獣保護区において早期に捕獲対策を講じる必要がある場合など、市町が判断した場合は、存続期間の満了を待たず移行する。

#### （2）市町等との調整結果

県内全市町に対して照会し、移行要望があった箇所について利用状況等を確認したところ、「散策の場として利活用されているので、狩猟の場として望ましくない」、「利害関係人との調整に時間を要する」などの理由から、今年度、選定基準を満たしたのは1箇所となった。

当該箇所が位置する庄原市は、イノシシ被害対策に積極的に取り組んでおり、令和5年度は

県内最多の 2,618 頭を捕獲しているものの、農業被害額は依然として増加傾向となっている。

このため、早期に捕獲禁止区域へ移行することにより、近年被害が増え始めているニホンジカも合わせて、狩猟による積極的な捕獲を進めていく必要がある。

なお、利害関係人に対しては、移行の可否について意見聴取し、全ての利害関係人から賛成を得ている。

いただいた意見については次のとおり。

- ・農作物被害軽減のためには当該区域設定が必要である〔地元自治会〕
- ・被害軽減を望む住民の意見と、本来行うべき鳥獣の保護を両立させる良い計画である〔鳥獣保護管理員〕

## 5 令和 6 年度に移行予定の鳥獣保護区

| 区域名  | 所在地    | 現行の面積（ha） | 移行後の面積（ha） |            |
|------|--------|-----------|------------|------------|
|      |        |           | 鳥獣保護区      | 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 |
| 八国見山 | 庄原市口和町 | 196       | 0          | 196        |
| 計    |        | 196       | 0          | 196        |

## 6 移行スケジュール

| 手続き・時期（予定）                                 | 8 月 |   |   | 9 月 |   |   | 10 月 |   |   |
|--------------------------------------------|-----|---|---|-----|---|---|------|---|---|
|                                            | 上   | 中 | 下 | 上   | 中 | 下 | 上    | 中 | 下 |
| 1 知事→環境審議会会長（諮問）<br>環境審議会会長→自然環境部会長（付議）    |     | ● | ● |     |   |   |      |   |   |
| 2 <u>自然環境部会の審議を実施</u>                      |     |   |   |     | ● |   |      |   |   |
| 3 自然環境部会長→環境審議会会長（意見の報告）<br>環境審議会会長→知事（答申） |     |   |   |     |   | ● |      |   |   |
| 4 知事→環境大臣（報告）                              |     |   |   |     |   |   | ●    |   |   |
| 5 県報告示・公表                                  |     |   |   |     |   |   |      |   | ● |

## 7 その他

次年度以降についても、継続して毎年度市町に意向調査を実施し状況の変化を把握するとともに、利害関係人の意見も踏まえた上で移行の可否を判断する。